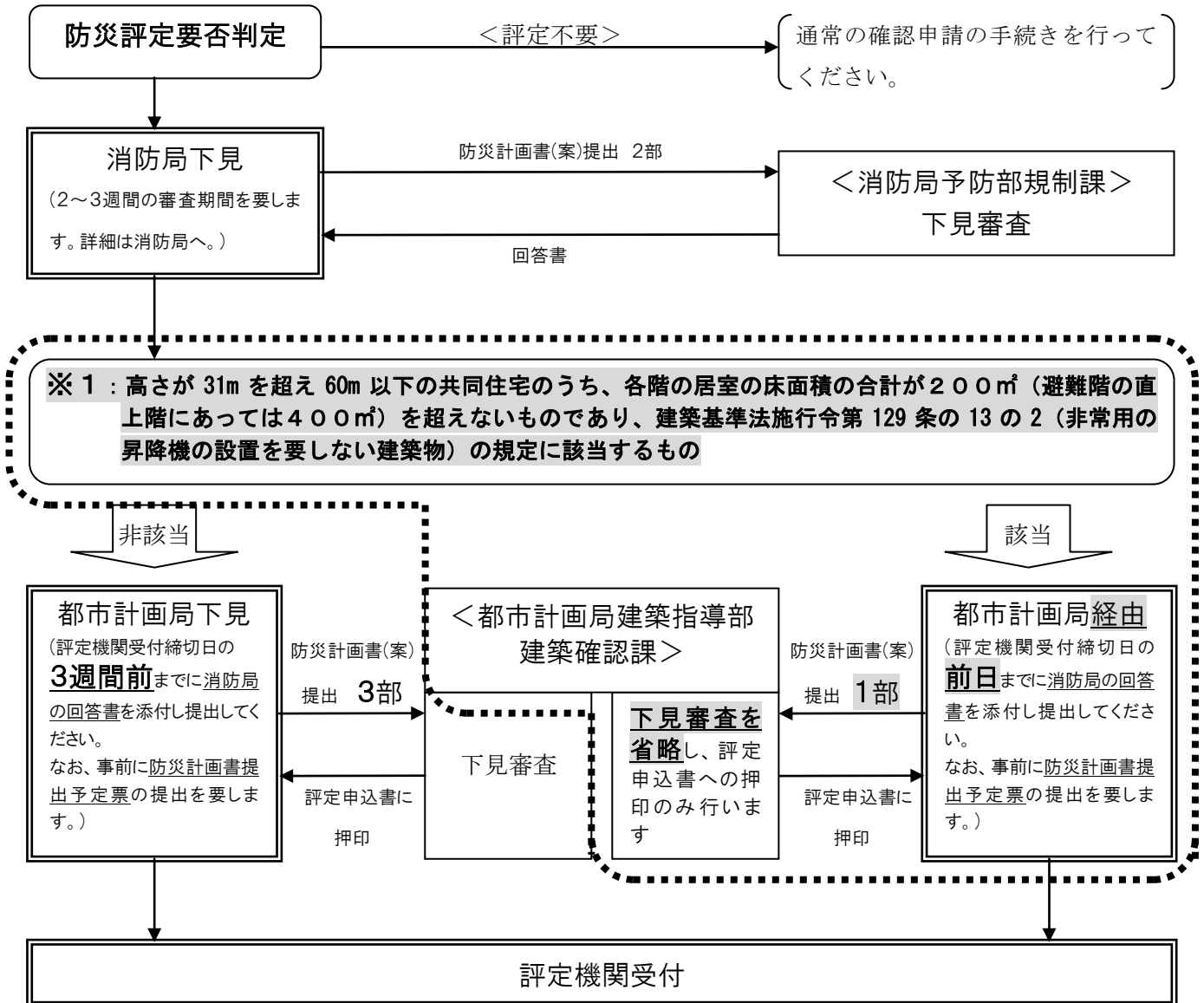


防災評定下見審査の流れ(変更)

<防災評定の下見審査を一部省略します>

防災評定対象建築物のうち、共同住宅の用途に供する建築物で一定の条件を満たすもの(下図※1)について、本市建築指導部の下見審査を省略し、経由のみとします。(平成24年8月1日以降の本市建築指導部の下見受付分から実施)



関係機関連絡先

- (一財)日本建築センター TEL 06-6264-7731
- (一財)日本建築総合試験所 TEL 06-6966-7600
- (一財)大阪建築防災センター TEL 06-6943-7253
- 日本 ERI(株)大阪支店 TEL 06-4706-4557
- ビューローベリタスジャパン(株)大阪事務所 TEL 06-6205-5552
- (株)国際確認検査センター大阪本店 TEL 06-6222-6626

- 消防局予防部規制課 TEL 06-4393-6439
- 都市計画局建築指導部建築確認課 TEL 06-6208-9291

(注意事項)

- 建築防災計画評定申込の書式、要領及び評定の流れ等については各評定機関で確認願います。
- 都市計画局の下見審査の際、建築物の高さ制限について、天空率を適用している場合は、天空図、天空率及び配置図等の書類の添付が必要です。ただし、上記(※1)に該当し、都市計画局の下見審査を省略するものについては、添付不要です。